

◆ 令和3年度 部長マニフェスト ◆ 子ども家庭部長

部の概要			
所属課と人員 (R3.4.1現在)	児童青少年課(施策推進担当含む)・子育て支援課	217人	

部の運営方針
 新型コロナウイルス感染症により企業や個人事業主等は厳しい状況に追い込まれ全国的に経済停滞となり、多くの子育て家庭等の収入にも影響を及ぼしています。また、相談・支援を必要とする子育て家庭や様々な課題を抱えた家庭の増加が見込まれます。この様な状況下において「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の基本理念であるソーシャル・インクルージョンを念頭に、「安心して子どもを産み育てられる」「すべての子どもが自分らしく生きられる」まちの実現に向けて各事業を推進してまいります。
 令和3年度は「発達支援」「不登校支援」「産後ケア」など現実化している個々の課題への早急な取り組みと「(仮)子ども基本条例の制定検討」や「幼児教育の推進」「矢川プラス開設準備」など未来へ向けた取り組みを平行しながら推進を図る重要な1年となります。これらの動きに子ども家庭部が一体となりながらも個別の相談等にもきめ細かく丁寧な対応を心掛けます。

令和3年度の重点項目

No.	項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	子育て世代地域包括支援センター事業の推進	子ども総合相談「くにたち子育てサポート窓口」を軸に様々な相談に関するコーディネート機能や、不登校児童の相談支援体制の充実、働きながら妊娠・出産を迎える妊婦への面接体制の検討、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療と福祉、教育などの関係機関との調整を図ります。	市内の保健師職員を増員配置し、相談機能を強化した。土曜日の妊婦面接やタブレットの活用により、妊婦の都合に合わせた柔軟な面接体制を作った。今後は入園を控える医療的ケア児について園と連携して担当保健師が全体を把握できるような仕組みづくりを図っていく。不登校対策については施策推進担当と協働し教育委員会と連携した支援を展開していく。	A
2	児童の発達に関する相談支援体制の強化・充実	地区担当保健師を中心に、保護者のニーズに寄り添った事業の展開、並びにくにたち発達支援センターをはじめ、市内の発達支援事業所とのより一層の連携を図ることで、支援体制の充実を図ります。	ぴーすの廃止に伴い、個別の相談を強化し、年少児を対象にした発達の見守りと保護者交流を目的としたグループ活動を開始した。児童発達支援事業所、放課後デイと共同の事業所フェアの開催、発達サポートブックの作成、保健センターでの受給者証の仮受付の仕組みづくりなど、保護者の意見を反映させた施策を展開し、年間を通して教育やしながい部局とも連携を図ることができた。	A
3	コロナ禍における子育て世帯への生活支援	新型コロナウイルスの長期化により、子育て世帯の家計への影響が深刻化しているため「子育て世帯生活支援特別給付金」「ひとり親家庭生活・体験応援事業」の給付金事業を滞りなく進める。	コロナ禍における国の緊急支援策である「子育て世帯生活支援特別給付金」を滞りなく実施し、11月に閣議決定された「子育て世帯臨時特別給付金」については短期間ではあったが年内給付を実現した。「ひとり親家庭生活・体験応援事業」は国の給付金業務のスキームを用いて申請不要でクオカードを配布し、ひとり親世帯を中心とした経済的な支援に尽力した。	A
4	幼児教育推進プロジェクトの推進及び国立市保育整備計画に基づく保育園体制の整備	国立市と「くにたち子どもの夢・未来事業団」が両輪となり国立市の幼児教育環境の向上を目指し、市内幼稚園、保育園とも連携しながら、引き続き取り組みを進めます。令和3年度は東京都からの受託事業である就学前教育と小学校教育の一層の充実に関する研究協力地区事業が2年目を迎えるため、引き続き教育委員会及び事業団と協力・調整の上、幼保小連携の具体的取組を進めるとともに、矢川複合公共施設での幼児教育センター開設に向け、事業団をはじめとした関係機関と調整を進めます。矢川保育園の民営化に伴い、評価検証委員会を立ち上げ、民営化の人的・財的効果及び保育内容の評価検証を行います。	幼保小連携の取組については、教育委員会、事業団、私立保育園、私立幼稚園とも密に連携の上で推進委員会を継続して開催し、四小地域をモデルとした取り組みを進めた。令和4年度に向けては、全小中学校において連携のグループを組み、各校と幼稚園、保育園の交流ができる仕組みを構築することができた。幼児教育センター事業については、東京都の子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業補助金を獲得し、矢川プラス建設を含めた市の財政負担を軽減することができた。事業内容については、事業団内部において検討を重ねており、市と情報共有をしながら進めている。評価検証委員会の内容については、行政内部で検討を行い、立ち上げのための素地を固めてきた。評価検証の開始時期についても検討を行い、民営化後一定期間経過後が良いとの結論に至ったため、令和3年度中の立ち上げは見送ることとした。事業団運営状況の市議会への報告については、事業団と調整し、令和4年6月議会において行うこととし、報告内容については、決算報告をベースにすることなどを事業団と確認した。	B
5	(仮)子ども基本条例の策定準備	子どもが主体的に育っていく仕組みづくりとして、子どもたちの育ちを支えるための「(仮)子ども基本条例」の策定に向け、子どもたち自身から直接声を聞くワークショップ等の機会を設けていきます。国立市における子ども基本条例の方向性について整理し、庁内関係部署や市内の子育て支援施設、支援団体等と意見交換を重ね、あるべき方向性について精査していきます。	「(仮)子ども基本条例」策定に向け、前年度に引き続き子どもサミットを実施すると共に、学童保育所や放課後等デイ利用児童、また市内高校に通う生徒等から直接声を聞く機会を持ちつつ、子どもの権利に関して事務局で研鑽を重ねると共に、庁内市長室やオンブズマン事務局、また子どもの権利について考える市民団体等と意見交換を重ね、条例の構成について検討を進めた。	B

【達成度】 A…100% B…80%以上100%未満 C…50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満